



2022年2月10日

各 位

会社名 株式会社アクアライン
代表者名 代表取締役社長 大垣内剛
(コード番号：6173 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営企画部長 加藤伸克
(TEL.03-6758-5588)

第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」という。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、本新株予約権付社債）を発行すること（以下、「本第三者割当」という。）について、本日開催の取締役会において決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、本日公表の「親会社以外の支配株主及び主要株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」も合わせてご参照ください。

記

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1)	払込期日	2022年2月28日
(2)	発行新株式数	140,000株
(3)	発行価額	1株につき507円
(4)	資金調達の額	70,980,000円 発行諸費用の概算を差し引いた手取り概算金額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照ください。
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、次の者に割当てます。 ジャパンベストレスクューシステム株式会社 140,000株
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

<本新株予約権付社債の募集の概要>

(1)	払込期日	2022年2月28日
(2)	新株予約権の総数	36個
(3)	新株予約権付社債	各社債の金額100円につき金100円にて発行し、発行価額の

	の発行価額	総額は金180,000,000円となります。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4)	当該発行による潜在株式数	355,029株
(5)	調達資金の額	180,000,000円 発行諸費用の概算を差し引いた手取り概算金額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(6)	行使価額又は転換価額	1株当たり507円 株式の総数は、本新株予約権付社債が転換価額507円によりすべて転換された場合に交付される355,029株であります。 なお、上記株式数は、本新株予約権付社債が、上記記載の転換価額においてすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数であり、同欄に記載するところにより転換価額が調整された場合には、これに従い調整されます。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ALPHA Capital合同会社
(8)	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

2. 募集の目的及び理由

① 新株発行及び新株予約権付社債の目的及び理由

当社グループは、創業以来26年以上にわたり、「時代と共に歩み、お客様から学び、従業員と共に成長します。」という経営理念のもと、一企業として堅実な利益を生み出しながら、事業を通じて「日本の職人」が抱える様々な課題の解決に取り組んでおり、その中でも「水まわり駆けつけサービス」事業を展開してまいりました。数多くの実績を通じて培った豊富な業務を基に多様なお客様へのニーズに最適なサービスを提供してまいりました。当社の今後の中長期的な事業の成長に向けて、「水まわり駆けつけサービス」事業を含めた当社事業の拡大が課題となっております。

しかしながら、2021年2月期連結会計年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）と2021年12月15日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、2022年2月期第3四半期連結累計期間（2021年3月1日から2021年11月30日まで）までの間、新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化、2021年9月2日公表の「当社の一部業務に係る行政処分について」のとおり、消費者庁から訪問販売に関する一部業務の停止命令処分（2021年8月31日から2022年5月30日までの間）を受けたことにより、当社グループにおきまして著しく業績が悪化しております。

具体的な内容としては、水まわりサービス事業において業務提携先からの入電減少や新型コロナウイルス感染症の拡大による入電減少、新人サービススタッフ増加に伴う生産性・効率性の低下等により、前連結会計年度まで2期連続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また、前連結会計年度の損失額に重要性が認められることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

2022年2月期第3四半期連結累計期間においても、水まわりサービス事業において2021

年2月期連結会計年度から続く新人サービススタッフ増加に伴う生産性・効率性の低下について改善途上であることに加え、行政処分を受けた影響により、引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応を図ってまいります。

事業収支の改善

水まわり事業において、当社正社員スタッフが修理等のサービスを提供することなく加盟店スタッフが通信販売形式によりサービスを提供し、当社はコールセンター業務等加盟店支援業務を行う加盟店ビジネスモデルに移行いたしました。当社は創業27年のノウハウを活かし加盟店支援業務及び加盟店従業員に対する技術・マナー支援等に注力し、加盟店営業部の設置やコンプライアンス・法務セクションを創設する等コンプライアンス体制を構築いたします。合わせて、当社グループ全体の収益力を向上させるため、コールセンター業務等の効率的な運営を行い、経費の見直しや固定費の削減に努め事業収支の改善を図ってまいります。

資金繰りの安定化

2022年2月期第3四半期連結会計期間末において現金及び預金は482,961千円であり、2021年8月に金融機関からの借り入れ実行が200,000千円あったものの2021年2月期連結会計年度末に比べ413,708千円減少しております。また、メインバンクを中心とした取引金融機関などに対して、資金支援の要請をしております。なお、取引金融機関と総額400,000千円の当座貸越契約を締結しており、2022年2月期第3四半期連結会計期間末における借入未実行残高は400,000千円であります。

上記施策を推進し、事業収支の改善と資金繰りの安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

各割当予定先の選定に関する経緯及び理由については以下のとおりです。

ア ジャパンベストレスキューシステム株式会社

ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、「JBR」という。）は当社の株主であります。同社は2005年12月1日から、当社の経営上の重要な契約である業務提携基本契約（水まわりの修繕・工事、および関連業務に係る業務提携）を締結しており、当社との資本関係及び協力関係を強化により加盟店向け水まわりサービス支援事業のシナジー効果を発揮させることが当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えられます。そのため、当社より第三者割当による新株式の引受けを2021年12月に打診したところ、当社の資金需要及び資金調達の時期並びに資本増強、当社の状況をご理解いただけたことから、新株式の引受及び2021年12月中旬に割当予定先として選定いたしました。

イ ALPHA Capital合同会社

ALPHA Capitalの主要出資者である株式会社フィスコは当社のIR支援を2015年8月の東京証券取引所マザーズに株式上場以来、行っている取引先であります。また、株式会社フィスコの子会社である株式会社フィスコ・キャピタルからのご紹介で株式会社フィスコ及び株式会社クシムならびに株式会社CAICA DIGITALが主要出資者となっております。株式会社フィスコは当社のIRの更なる充実が期待でき、株

式会社クシムは当社がe-ラーニングシステムを導入することにより、コンプライアンス強化が期待できます。そのためALPHA Capitalを選択したことも相当であると考えております。また、前述記載の当社のコンプライアンス体制の強化、IRの更なる充実のほか、財務体質の改善に対して株式会社フィスコの子会社である株式会社フィスコ・コンサルティングより助言していただく旨の提案を口頭で受けております。なお、当社は株式会社フィスコ・キャピタルと2021年10月に資金調達に関する事項全般等に関するアドバイザー契約を締結しており、2021年12月に財務基盤強化のため、資金調達に関する事項を相談したところ第三者割当による新株予約権付社債の引受けの提案をいただき、当社の資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご理解いただけたことから、2021年12月中旬に新株予約権付社債での引受にて割当予定先として選定いたしました。

② 本資金調達方法を選定した理由

当社グループは、上記のとおり、著しく業績が悪化しており、早急に財務体質の改善することが最優先の経営課題であることから、財務体質の改善の為に資金調達方法として、金融機関からの融資、新株式の発行、新株予約権付社債の発行による資金調達を検討いたしました。

金融機関からの融資による資金調達については、取引金融機関からの借入金が2021年11月30日時点で688百万円（株式会社アクアライン単体残高、2021年12月から2022年2月弁済期限到来51百万円、2022年3月から2023年2月弁済期限到来186百万円、2023年3月以降弁済期限到来449百万円）、当座預金残高は400百万円ですが、上記①記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているため、元本弁済の猶予や追加融資を頂けるように交渉を行っておりますが、依然として厳しい状況下にあります。また、当社の現況における借入限度額や借入コストの発生、自己資本比率（2021年11月30日現在1.6%）の低下等いくつかの課題があるため、財務の健全性を確保しつつ、期間的な返済を前提としない直接金融が望ましい方法であると判断いたしました。新株式の発行については、現時点での当社の財務状況、業績では公募増資によって広く一般的に引受人を募集し、資本調達を行うことができる可能性は低いと考えざるを得ない状況です。なお、今後、当社がさらなる成長・発展を目指す上では、当社の経営方針を理解し、当社の持続的・継続的な成長・発展を支えていただける安定した株主構成の下で中長期的な企業価値最大化を図っていくことが不可欠との考えに至りました。

以上の検討の結果、一定の希薄化をもたらす一方で、必要な資金を確実にかつ迅速に調達できる本第三者割当による方法により資金調達することが、当社にとっては最善の資金調達方法であると判断するに至りました。当社は新株式を発行することにより、当社の著しい自己資本比率低下を避けることが出来、財務基盤の安定化を図る必要があること及び新株予約権付社債を発行することより、財務基盤の安定化を図る必要があることから、第三者割当の方法による資金調達方法であると判断しております。但し、新株予約権付社債の株式への転換がなされなかった場合は、2024年2月29日に償還しなければならないこと、2年間の社債利率3%（11百万円）が発生致します。今回、割当予定先が当社の状況をご理解いただけたことから、一部を新株式による引受と致しました。

3. 調達する資金の額及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取り金概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
264,200,000	15,000,000	249,200,000

(注) 1. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、本第三者割当増資による本普通株式の発行及び新株予約権付社債の発行によるものであり、発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、株式会社フィスコ・キャピタルに対するフィナンシャルアドバイザー費用その他諸費用です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については、①コンプライアンス強化に向けたe-ラーニングシステム導入費用、②運転資金、③既存借入金の返済のための資金に2023年2月までに充当する予定であります。かかる資金の内訳については以下の通りです。

なお、調達した資金は、実際の支出までは、当社の銀行預金等の安定的な金融資産で保有する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①コンプライアンス強化に向けたe-ラーニングシステム導入費用	38	2022年3月～2023年2月
②運転資金	134	2022年3月～2023年2月
③既存借入金の返済	64	2022年2月～2022年5月

<手取金の使途について>

① コンプライアンス強化に向けたe-ラーニングシステム導入費用

当社は、2021年12月15日付けで「再発防止策の策定及び新たな事業開始に関するお知らせ」にてご連絡をしたとおり、当社及び加盟店向けにコンプライアンスの観点からe-ラーニングシステムを活用したコンプライアンス支援サービス、技術支援サービスを提供し、コンプライアンス意識の向上の推進を計画しております。なおシステム導入費用及び保守費用等として38百万円を充当することを予定しております。

② 運転資金

当面の資金繰りを安定させ、当社グループにおける水まわり事業をはじめ、ミネラルウォーター事業、広告メディア事業等の既存事業の収益基盤の拡大と発展に努めるため、運転資金（仕入れ代金・人件費・業務委託費）へ134百万円の支出を見込んでおります。

③ 既存借入金の返済

財務体質の健全化に向けて2022年2月から2022年5月までの間に予定している既存借入金等の返済における返済原資の一部として64百万円を充当する予定です。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株発行及び本新株予約権付社債による資金調達を上記「2. 募集の目的及び理由」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、既存事業のコンプライアンス強化及び資本の増強を図ることにより、財務の健全性を確保しつつ、財務の健全性の向上につながることから、当社の経営上合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本普通株式第三者割当

本普通株式の払込金額につきましては、2021年12月以降に当社とJBR間で、双方が必要かつ相当と考える割当の規模、当社株式の過去一定期間の株価、流動性等を総合的に勘案し、本件発行決議日の直前営業日（2022年2月9日。以下、「基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である473円を基準に割当予定先との協議の結果、507円といたしました。

当該価格は、東京証券取引所における当社株式の基準日終値である473円に対して7.19%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、プレミアムについて同様に計算しております。）のプレミアム、基準日以前1か月間（2022年1月11日から2022年2月9日）の終値平均である507円（円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。）と同額、基準日以前3か月間（2021年11月10日から2022年2月9日）の終値平均である542円に対して6.46%のディスカウント、基準日以前6か月間（2021年8月10日から2022年2月9日）の終値平均である599円に対して15.36%のディスカウントとなっております。なお、2021年8月30日の行政処分前を含む期間とした場合、基準日以前1年間（2021年2月10日から2022年2月9日）の終値平均である682円に対して25.66%のディスカウントとなっております。

上記を勘案した結果、本普通株式第三者割当増資にかかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記払込金額につきましては、本件発行決議にあたり、取締役会に出席した監査役3名全員が、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

② 本新株予約権付社債第三者割当

本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング（本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング33階、代表者：中村亨）（以下「CAA」といいます。）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）を受領いたしました。

CAAは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、CAAは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定したうえで、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。なお、適用したパラメーター等は下表のとおりです。

1.評価基準日	2022年2月9日
2.満期日	2024年2月29日
3.転換可能期間開始日	2022年3月1日
4.転換可能期間終了日	2024年2月29日
5.償還価額	額面100円あたり100円
6.社債金利	3%
7.算定時点における株価	473円
8.転換価額	507円
9.ボラティリティ	49.81%
10. 予定配当額	0円/株
11. 無リスク利子率	▲0.041%

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、投資割当先と協議の結果、507円と決定いたしました。この転換価額は、2022年2月9日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値473円に対して7.19%のプレミアム、1ヶ月の終値平均507円と同額、3ヶ月の終値平均542円に対して6.46%のディスカウント及び6ヶ月の終値平均599円に対して15.36%のディスカウントとなります。なお、2021年8月30日の行政処分前を含む期間とした場合、基準日以前1年間（2021年2月10日から2022年2月9日）の終値平均である682円に対して25.66%のディスカウントとなっております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格（各社債の金額100円につき金100円）をCAAによる価値算定評価額（各社債の金額100円につき91.79円～112.18円）の範囲内の金額で決定しており、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の価値算定評価額とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の価値算定評価額を大きく下回る水準ではなく、その価値算定評価額算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（全員社外監査役）は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、評価報告書の結果及び2022年2月10日付取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるCAAが本新株予約権付社債の算定を行っていること、CAAによる本新株予約権付社債の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権付社債の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価は当該新株予約権の価値算定評価額を大きく下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は140,000株（議決権数1,400個）であ

り、2021年8月31日現在における当社の発行済株式総数 2,032,600 株の 6.89% (小数点以下第3位を四捨五入。以下、割合の計算において同様に計算しております。)、議決権総数 19,957 個の 7.02%に相当します。また、本新株予約権付社債が当初転換価額 507 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は 355,029 株 (議決権の数 3,550 個) であり、これは、2021年8月31日現在の当社の発行済株式総数 2,032,600 株及び当社の総議決権の総数 19,957 個の 17.47%及び 17.79%にそれぞれ相当します。これにより既存株主の株式所有割合及び議決権割合について一定の希薄化が生じます。なお、本第三者割当増資により発行される株式数は 140,000 株 (議決権数 1,400 個) と本新株予約権付社債が当初転換価額 507 円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は 355,029 株 (議決権の数 3,550 個) を 2021年8月31日現在の当社の発行済株式総数 2,032,600 株及び当社の総議決権の総数 19,957 個のそれぞれ、24.35%及び 24.80%にそれぞれ相当します。これにより既存株主の株式所有割合及び議決権割合について一定の希薄化が生じます。

このように、本第三者割当増資によって一定の希薄化が生じるものの、当社が本第三者割当増資によって得た資金を、上記 2. 募集の目的及び理由」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」で記載したとおり、当社のコンプライアンス体制の強化と財務体質の改善につながり、本第三者割当増資による希薄化の影響を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① ジャパンベストレスキューシステム株式会社

名称	ジャパンベストレスキューシステム株式会社
所在地	愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号
代表者の役職・氏名	代表取締役 榊原 暢宏
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 365日対応の総合生活トラブル解決サービス「生活救急車」を全国展開 ・ カギ、水まわり、ガラス、パソコンのトラブルサービスなど様々なお困りごとに対応 ・ 提携法人に代わってコールセンターの運営から出動までを代行する「企業提携事業」を展開 ・ トラブルに備えたサポート会員制度も各種展開
資本金	7億8,036万円 (2021年9月30日現在)
設立年月日	1997年2月12日
発行済株式数	34,688,000株 (2021年9月30日現在)
決算期	9月
従業員数	連結 344名 (2021年9月30日現在)

主要取引先	各種不動産関連会社、大手損保保険会社、各種住宅メーカー、大手ハウスメーカーなど（順不同）		
主要取引銀行	みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行		
大株主及び持株比率	榑原 暢宏	31.41%	
	株式会社シック・ホールディングス	8.86%	
	株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	8.10%	
	光通信株式会社	6.20%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.61%	
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4.51%	
	NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) （常任代理人 野村證券株式会社）	4.28%	
	株式会社UH Partners 2	3.59%	
	住友不動産株式会社	2.94%	
	株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	2.65%	
当社との関係等	資本関係	当社が保有しているJBRの株式の数 一株 JBRが保有している当社の株式の数 181,400株（2021年8月31日現在）	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	水まわりの修理・工事及び関連業務に係る業務提携 内容：設備器具の仕入取引がございます。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）			
決算期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
連結売上高	12,010百万円	12,057百万円	13,460百万円
連結営業利益	1,638百万円	1,367百万円	1,408百万円
連結経常利益	1,967百万円	1,798百万円	1,740百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,639百万円	997百万円	56百万円
1株当たり連結当期純利益	51.81円	31.82円	1.83円
1株当たり配当金	15円	16円	17円
1株当たり連結純資産	246.94円	245.54円	333.70円
連結純資産	8,104百万円	7,907百万円	11,668百万円
連結総資産	18,761百万円	21,204百万円	28,175百万円

② ALPHA Capital 合同会社

名称	ALPHA Capital合同会社
所在地	東京都中央区日本橋兜町5-1

組成目的	株式会社フィスコグループが当社のコンプライアンス体制の強化、財務体質の改善のため、投資を行うために組成されたものです。		
組成日	2022年2月18日（予定）		
出資予定額	180,000,000円		
主たる出資者及び出資比率	株式会社フィスコ 81.56% 株式会社クシム 15.79% 株式会社 CAICA DIGITAL 2.66%		
業務執行組合員の概要	名称	一般社団法人ALPHA	
	所在地	東京都中央区日本橋兜町5-1	
	代表者の役職・氏名	職務執行者 田中 稔	
	事業内容	金融商品設計支援他財務コンサルティング	
	資本金	50万円	
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社とALPHA Capital合同会社との取引 該当事項はありません。 当社と株式会社フィスコとの取引 IRに関するレポート提供の取引がございます。 当社と株式会社クシムとの取引 2022年3月からコンプライアンス強化に向けたe-ラーニングシステム導入を予定しております。 当社と株式会社 CAICA DIGITAL 該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）			
決算期 確認	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
売上高	－千円	－千円	－千円
営業利益	－千円	－千円	－千円
経常利益	－千円	－千円	－千円
当期純利益	－千円	－千円	－千円
1株当たり当期純利益	－円	－円	－円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり純資産	－円	－円	－円
純資産	－千円	－千円	－千円
総資産	－千円	－千円	－千円

(2) 割当予定先の選定理由（経緯）

当社は、「時代と共に歩み、お客様から学び、従業員と共に成長します。」という経営理念のもと、「水まわり駆けつけサービス事業」、「広告メディア事業」、「ミネラルウォーター

ター事業」の各事業の連携を促進すること、およびコンプライアンス体制の強化を促進することで、お客様への信頼回復をはかり企業価値の向上を目指しております。当該方針のもと、当社ではお客様に対するコンプライアンス強化を念頭に当社の事業並びにコンプライアンスに対するシナジーが見込めるパートナーの模索を行い、複数の候補先に打診した結果、当社事業強化へのシナジーと収益拡大の可能性、当社事業への理解共感性を含めてさまざまな意見交換を行い、検討を行った結果、お客様サービスの拡充による企業価値の向上や既存事業の拡大の可能性などの観点から、上記「2. 募集の目的及び理由①ア、イ」に記載のとおり、JBRとALPHA Capitalにそれぞれ割り当てることと致しました。

上記の通り、本第三者割当により、当社は財務基盤を強化し、今後事業規模を拡大していく上で必要な資金を確保できるとともに、コンプライアンス強化を図ることにより、中長期的な企業価値の向上が見込めることから、既存株主を含めた株主全体の利益につながるとの判断に至りました。

(3) 割当予定先の実態

①ジャパンベストレスクューシステム株式会社

割当予定先であるJBRは、東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所第一部に株式を上場していることから、同社が東京証券取引所に提出した2021年12月27日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページに掲載されているものを確認することにより、同社及びその役員又は主要株主が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）でなく、かつ特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

②ALPHA Capital合同会社

割当予定先及び業務執行組員並びにその役員（以下、「割当予定先関係者」という。）について、暴力団等の反社会勢力であるか否か、及び反社会勢力となんらかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社東京商工リサーチ（代表者：河原 光雄 住所：東京都千代田区大手町一丁目3番1号）に調査を依頼し、同社からは調査対象企業及び個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び、過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地での調査を行ったとの報告を受けております。

これらの調査の結果、割当予定先関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の報告書を口頭で受けており、ALPHA Capitalから、適格機関投資家等特例業務の届出を関東財務局に提出後遅滞なく確約書等を受領する予定です。

また、割当予定先の主な出資予定先については、以下の通りです。

ア 株式会社フィスコ

東京証券取引所JASDAQ市場に株式を上場していることから、同社が東京証券取引所に提出した2021年12月22日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページに掲載されているものを確認することにより、同社及びその役員又は主要株主が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）でなく、かつ特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

イ 株式会社クシム

東京証券取引所市場第二部に株式を上場していることから、同社が東京証券取引所に提出した2022年1月28日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームペ

ージに掲載されているものを確認することにより、同社及びその役員又は主要株主が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）でなく、かつ特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

ア 株式会社 CAICA DIGITAL

東京証券取引所JASDAQ市場に株式を上場していることから、同社が東京証券取引所に提出した2022年1月28日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページに掲載されているものを確認することにより、同社及びその役員又は主要株主が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）でなく、かつ特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

7. 割当予定先の保有方針

① 本普通株式

割当予定先は、本普通株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、中長期的に継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、払込期日から2年間において割当予定先が本普通株式第三者割当で取得した本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、および当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定です。

② 本新株予約権付社債

割当予定先は、当社の事前の同意なく、本新株予約権付社債（本新株予約権付社債の転換による当社普通株式を除きます。）を本総額引受契約にて譲渡することができないことになっております。また、本新株予約権の行使期間中において、割当予定先は、当社の株価、収益性及び主要出資先である株式会社フィスコ及び株式会社クシムとの協業の状況等を踏まえて本新株予約権の行使を判断していく予定と伺っております。

なお、仮に本新株予約権を行使して当社普通株式を取得することとなった場合におけるその普通株式の保有方針については、当社との関係強化を目的として中長期的に継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。

8. 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本割当予定先とは、本第三者割当による本普通株式及び本新株予約権付社債の払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で確認しております。

① ジャパンベストレスクューシステム株式会社

当社は、JBRの第25期有価証券報告書（自2020年10月1日至2021年9月30日、2021年12月27日に東海財務局長に提出）における連結貸借対照表により、同社が本第三者割当増資の払込に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

② ALPHA Capital合同会社

ALPHA Capitalについては、適格機関投資家等特例業務（適格機関投資家等を相手方

として行う集団投資スキーム（いわゆるファンド）持分に係る私募、集団投資スキーム持分の権利を有する適格機関投資家等から出資又は拠出された金銭等の運用）の届出を提出し、その結果をもってファンドの組成を行うと伺っております。ALPHA Capitalに対する主たる出資者となる予定それぞれの出資予定者の資金の状況は次の通りです。

ア 株式会社フィスコの第28期第3四半期報告書（自2021年7月1日至2021年9月30日、2021年11月12日に近畿財務局長に提出）における四半期連結貸借対照表により、同社グループが本新株予約権付社債の引受に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していること、2022年1月時点の財政状態について口頭で確認しております。

イ 株式会社クシムについても、第26期有価証券報告書（自2020年11月1日至2021年10月31日、2022年1月28日に関東財務局長に提出）における連結貸借対照表により、同社グループが本新株予約権付社債の引受に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

ウ 株式会社 CAICA DIGITALの第33期有価証券報告書（自2020年11月1日至2021年10月31日、2022年1月28日に関東財務局長に提出）における連結貸借対照表により、同社グループが本新株予約権付社債の引受に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

なお、本日までに、ALPHA Capitalにおいて適格機関投資家等特例業務の届出が完了していないことから、万が一、本新株予約権付社債の発行価額の総額（金180,000,000円）が払込期日までに調達できなかった場合には、株式会社フィスコがその不足分を全額引き受けてALPHA Capitalに出資する旨の確約を口頭で頂いております。各出資予定先のその後本日までに財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められず、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

9. 募集後の大株主及び持分比率

募集前（2021年8月31日現在）		募集後	
大垣内 剛	53.96%	大垣内 剛	35.88%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	9.09%	ジャパンベストレスキューシステム株式会社	20.25%
大垣内 好江	6.26%	ALPHA Capital合同会社	14.25%
アクアライン従業員持株会	4.38%	大垣内 好江	5.02%
株式会社ポイントラグ	1.67%	アクアライン従業員持株会	3.51%
GMOクリック証券株式会社	1.51%	株式会社ポイントラグ	1.34%
楽天証券株式会社	1.29%	GMOクリック証券株式会社	1.21%
株式会社SBI証券	1.27%	楽天証券株式会社	1.03%
井川 清	1.20%	株式会社SBI証券	1.02%
有限会社ヒロ・コーポレーション	1.00%	井川 清	0.96%
計	81.63%	計	84.46%

注1 募集後の大垣内剛の持分比率及びJBRの持分比率は、本日公表の「親会社以外の支配株主及び主要株主ならびにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」において当社代表取締役社長大垣内剛が保有する株式を、2022年2月28日付で譲渡予定となっていることから、183,000株分を含めて記載しております。

2 募集後のJBRの持分比率は、今回の第三者割当による新株式140,000株分を含めて記載しております。

- 3 募集後の持分比率は潜在株式を含めた割合を記載しております。
- 4 上記割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 5 募集後の持分比率は、新株予約権付社債がすべて転換された場合の割合を記載しております。

10. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株式及び本新株予約権付社債の発行が2022年2月期の当社グループの業績に与える影響は軽微であります。当社は、今回の第三者割当の方法による本新株式及び本新株予約権付社債の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、今後ジャパンベストレスキュー並びにフィスコグループから得られる助言により、厳しい経済環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

11. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
連結売上高	5,797百万円	6,008百万円	6,025百万円
連結営業利益	183百万円	△17百万円	△446百万円
連結経常利益	184百万円	△18百万円	△440百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	69百万円	△34百万円	△645百万円
1株当たり連結当期純利益	33.97円	△17.20円	△320.81円
1株当たり配当金	20.00円	—	—
1株当たり連結純資産	606.94円	569.74円	264.81円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年1月31日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	2,032,600株	100%
現時点の転換価格（行使価額）における潜在株式数	355,029株	17.47%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
始 値	2,389円	1,495円	752円
高 値	2,748円	1,595円	878円
安 値	2,183円	1,339円	683円

終 値	2,345円	1,410円	735円
-----	--------	--------	------

②最近6か月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始 値	791円	579円	645円	602円	548円	522円
高 値	798円	587円	658円	606円	552円	630円
安 値	781円	567円	627円	595円	541円	493円
終 値	793円	584円	638円	600円	545円	498円

③発行決議日前営業日における株価

	2022年2月9日
始 値	486円
高 値	486円
安 値	473円
終 値	473円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当ございません。

13. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

以 上

(別紙)

新株式の発行要項

1	株式の種類及び数	当社普通株式 140,000 株
2	払込金額	1 株につき金 507 円
3	払込金額の総額	金 70,980,000 円
4	増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 1 株につき 253.5 円 資本準備金 1 株につき 253.5 円
5	増加する資本金及び資本準備金の総額	資本金 金 35,490,000 円 資本準備金 金 35,490,000 円
6	割当先及び割当株式、払込金額	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 140,000 株 70,980,000 円
7	申込日	2022 年 2 月 10 日
8	払込期日	2022 年 2 月 28 日

新株予約権付社債の発行要項

株式会社アクアライン第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

1. 発行会社

株式会社アクアライン（以下、本発行要項において「当社」という。）

2. 社債の名称

株式会社アクアライン第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、本発行要項において「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権部分を「本新株予約権」、社債部分を「本社債」という。）

3. 社債の総額（社債総額）

金 180,000,000 円

4. 各社債の金額

金 5,000,000 円の 1 種。各社債の口数は 36 口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。

5. 利率

本社債の利息は年 3.0%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による。）とする。ただし、第 7 項の定めに従う。

6. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2024 年 2 月 29 日（以下「満期償還期日」という。）に、額面 100 円につき金 100

円で償還する。

(2) 繰上償還

ア 繰上償還請求

当社は、本項第(1)号の規定にかかわらず、本新株予約権付社債の割当日以降、本号イに定める各事由（以下「**強制繰上償還事由**」という。）が発生した場合には、本号イに定めるとおり繰上償還しなければならない。

イ 強制繰上償還事由

(a) 組織再編行為が承認された場合

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「**組織再編行為承認日**」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は償還予定日（当該組織再編行為の効力発生日の前の日とする。）を指定の上、本新株予約権付社債権者に対して当該償還予定日の 30 日前までに通知するものとし、当該通知の日から当該償還予定日（同日を含む。）までの間に本社債の社債権者から請求があったときは、当該償還予定日に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

「**組織再編行為**」とは、①当社が消滅会社となる合併契約の締結、②当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、③当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社を株式交付子会社（会社法施行規則第 4 条の 2 に規定するものをいう。）とするために当社の発行済株式の全部若しくは一部を取得することを内容とする株式交付計画の作成、又は④その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「**承継会社等**」とは、組織再編行為に係る①吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、②吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、③株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又は④その他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

(b) 上場廃止等が見込まれる場合

(i) 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は株式会社東京証券取引所（以下「**取引所**」という。）による監理銘柄への指定がなされた場合には、当社は償還予定日を指定の上、本新株予約権付社債権者に対して当該償還予定日の 30 日前までに通知するものとし、当該通知の日から当該償還予定日（同日を含む。）までの間に本社債の社債権者から請求があったときは、当該償還予定日に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

「**上場廃止事由等**」とは以下の事由をいう。

①当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 603 条第 1

項各号に定める事由が発生した場合、又は、②当社が本新株予約権付社債の払込期日以降にその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合。

- (ii) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下、同じ。）から14日以内に）、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還予定日として指定して通知するものとし、当該通知の日から当該償還予定日（同日を含む。）までの間に本社債の社債権者からの請求があったときは、当該償還予定日に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日後に、組織再編行為が行われ又はスクイーズアウト事由（下記(c)に定義する。）が発生する予定である旨を公表したときは、本社債の社債権者は、本(b)記載のほか、前記(a)又は下記(c)の定めに従い本新株予約権付社債の償還を請求することができる。

- (c) 全部取得条項付種類株式の発行等

①当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価と引換えに取得することを承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、②当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主（当社を除く。）に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合、又は③上場廃止を伴い又は上場廃止が見込まれる当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）、償還予定日を指定して通知するものとし（かかる償還予定日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日、かつ当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）、当該通知の日から当該償還予定日（同日を含む。）までの間に本社債の社債権者からの請求があったときは、当該償還予定日に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

- (d) 転換価額調整事由が生じた場合

第17項第(5)号②の(a)から(d)までに掲げる場合又は同号⑤の(a)から(c)までに

掲げるいずれかの事由が発生した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該事由の発生日から14日以内に）、償還予定日を指定した上で通知するものとし（かかる償還予定日は、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）、当該通知の日から当該償還予定日（同日を含む。）までの間に本社債の社債権者からの請求があったときは、当該償還予定日に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(3) 買入消却

ア 当社は、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降いつでも、各社債権者との合意により、本新株予約権付社債の全部又は一部を本社債の額面100円につき金100円で取得することができる。ただし、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。

イ 当社が本号に基づき買入れた本新株予約権付社債に係る本社債を消却した場合、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。

(4) 繰上償還又は買入消却時の支払額

ア 第7項第(2)号に定める第1回利払日（同日を含む。）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還手数料又は買入消却手数料として、繰上償還日に繰上償還され又は買入消却日に買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。

イ 第7項第(2)号に定める第1回利払日後、満期償還期日（同日を含まない。）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還手数料又は買入消却手数料として、繰上償還日に繰上償還され又は買入消却日に買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。

(5) 銀行営業日

本項に定める償還期日又は買入すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」をいい、銀行休業日以外の日を「**銀行営業日**」という。）に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

7. 利息支払の方法及び期限

(1) 利息支払の方法

本社債の利息は、本新株予約権付社債の割当日の翌日から満期償還期日（当日を含む。）までこれを付すものとし、本項第(2)号に定める利払日に、本項第(3)号に基づき算出される金額を支払う。

(2) 利払日

本社債の利息は、①2023年2月28日（以下「**第1回利払日**」という。）及び②満期償還期日（以下第1回利払日と総称して「**利払日**」という。）に、それぞれ支払う。なお、利払日が銀行休業日であるときは、その前銀行営業日に繰り上げる。

(3) 利息金額

ア 利払日に支払われる利息の金額は、当該利払日が含まれる利息計算期間の始期における未償還残高（ただし、当該利息計算期間中に繰上償還が行われた場合には、当該繰上償還額を控除する。）に、1通貨当たりの利子額を乗じた金額とする。

イ なお、「**利息計算期間**」とは、直前の利払日（初回利払日においては払込期日）（同日を

含まない。) から当該利払日 (同日を含む。) までの期間をいい、

「1 通貨当たりの利子額」とは、第 5 項に定める利率に当該利息計算期間の実日数を乗じて 365 で除した額をいう。

(4) 本新株予約権が行使された場合における利息

本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息を付さない。

(5) 繰上償還又は買入がなされた場合における利息

前項に基づき繰上償還又は買入された本新株予約権付社債に係る本社債については、利息を付さない。

8. 新株予約権付社債券の発行及び形式

本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。

9. 各本社債の払込金額 (各本社債と引換えに払い込む金銭の額) (発行価額)

本社債と引換えに、額面 100 円につき金 100 円を払い込む。

10. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書 (及び同法施行規則第 169 条) の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

11. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

12. 期限の利益の喪失

ア 当社は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本社債の総額について期限の利益を喪失する。第 6 項又は第 7 項の規定に違反し、1 銀行営業日以内にその履行がなされないとき。

イ 当社の本社債以外の社債について、期限の利益を喪失し又は期限における弁済を怠ったとき。

ウ 当社について破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の倒産手続開始の申立て若しくは職権による開始決定があったとき、又は当社の取締役会において解散 (合併の場合を除く。) の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

エ 本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の買取りに関して当社と締結した契約に定める義務に違反し、当該違反について本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受けてから 10 営業日以内に当該違反が治癒されない場合。

(1) 当社が次の各号のいずれかに該当した場合において、本新株予約権付社債権者が当社に対して請求するときは、当社は、直ちに本社債の総額について期限の利益を喪失する。

ア 特定認証紛争解決手続 (事業再生 ADR 手続) の利用申請を行ったとき。

イ 当社の財産について、保全処分、強制執行若しくは担保権実行の申立てがあり、又は仮差押、保全差押又は差押の命令若しくは通知が發送されたとき。

ウ 滞納処分を受けるなど、当社の信用を著しく毀損する事由が発生したとき。

- エ 当社について、監督官庁による違法行為の是正命令、業務停止命令がなされた場合、その他業務遂行に必要な許認可又は資格を喪失し、又は取り消された場合。
- オ 社債を除く当社の借入金債務について、期限の利益を喪失し又は期限における弁済を怠ったとき、又は当社が第三者の債務のために負担した保証債務について履行義務が生じたにもかかわらず、その履行を怠ったとき。
- カ 当社に対する企業買収の防衛を目的として発行された取得請求権付株式等（第 17 項第 (5) 号②(c) に定義される。）が行使されたとき。
- キ 当社と ALPHA Capital 合同会社（以下「**総額引受会社**」という。）との間で締結済みの 2022 年 2 月 28 日付「株式会社アクアライン第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債総額引受契約書」（以下「**本総額引受契約**」という。）第 4 条（発行会社による表明及び保証）における当社の表明及び保証に係る事実が不実又は不正確であることが判明したとき。
- ク 本総額引受契約第 3 条（払込みの前提条件）に定める前提条件の全部又は重要な一部が成就されていないことが判明し、かつ、成就していない当該前提条件を総額引受会社が全て放棄していない場合。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。当社が本条前段に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

なお、「**転換社債型新株予約権付社債**」とは、会社法第 2 条第 22 号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。

14. 申込期日

2022 年 2 月 28 日（月曜日）

15. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2022 年 2 月 28 日（月曜日）

16. 募集の方法

第三者割当ての方法により、総額引受会社に対して本新株予約権付社債の総額を割当てる。

17. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 36 個を発行する。

(2) 各本新株予約権の発行価額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

ア 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

イ 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権について出資される本社債の金額の総額を、当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数（以下「**交付株式数**」という。）とする。

ただし、本新株予約権の行使により1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。

② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「**転換価額**」という。）は、当初、金507円（以下「**当初転換価額**」という。）とする。

ただし、当初転換価額は、本項第(5)号の規定に従って調整されるものとする。

③ 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第6項の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(5) 転換価額の調整

① 当社は、本新株予約権付社債発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 当社普通株式を新たに交付する場合

時価（本号④(b)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、本号②(b)の場合、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）には、調整後の転換価額は、(i) 払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、(ii) かかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合には、調整後の
転換価額は、当該株式分割又は無償割当てのための基準日（基準日を定めない場
合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(c) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付することができる取得請求権付株
式等を発行する場合等

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、
取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたも
のを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付
を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証
券又は権利を発行する場合（但し、当社株主総会若しくは取締役会の決議（当該
各決議に基づき策定されたストックオプション・プラン（名称の如何は問わない。）
を含む。）に基づく当社の取締役等に対するストックオプションとしての新株予約
権を発行する場合を除く。）。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を
無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したもの
として本(c)を適用する。

調整後の転換価額は、上記の発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権
利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが発行当初の条件で取得又は行
使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出
するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、
また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を
与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）
の翌日以降これを適用する。

但し、（i）本(c)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を
目的とする発行であり、かつその旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権
者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、
当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請
求若しくは取得条項に基づく取得又は当該取得請求権付株式等の行使が可能とな
った日（以下「**転換・行使開始日**」という。）の翌日以降、転換・行使開始日にお
いて取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により
当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこ
れを適用し、（ii）本(c)に定める取得請求権付株式等がその発行時点においてそ
の行使時において当社に払い込み若しくは支払うべき対価（以下「**転換・行使対
価**」という。）が確定していないときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権
付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引
換えに払い込み又は支払うべき転換・行使対価が確定した日（以下「**転換・行使
対価確定日**」という。）の翌日以降、転換・行使対価確定日において発行済みの
全ての取得請求権付株式等に基づく取得の請求、取得条項による取得又は当該取
得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価
額調整式を準用して算出してこれを適用する。

(d) 権利の割当てのための基準日が設定され、かつ当該基準日以降の当社の機関によ

る承認を条件としている場合

上記(a)から(c)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関による承認を条件としているときは、上記(a)から(c)までの定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日（同日を含む。）までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \quad \text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りにおいては、転換価額の調整は行わない。

ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の「**調整前転換価額**」に代えて、調整前転換価額から当該差額を加算又は控除した額を使用する。

- ④ 転換価額の調整に係る計算

(a) 転換価額調整式の計算については、1 円未満の端数を四捨五入する。

(b) 転換価額調整式で使用する「**時価**」は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本号②(d)の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

(c) 転換価額調整式で使用する「**既発行普通株式数**」は、(i) 当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、(ii) かかる基準日がない場合には、調整後の転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号②に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。

(d) 本号②(b)の場合には、転換価額調整式で使用する「**交付普通株式数**」は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ⑤ その他の転換価額の調整が必要となる場合

本号②の(a)から(d)までに掲げる場合のほか、次の(a)から(c)までに掲げるいずれかの場合には、当社は、それぞれ必要な転換価額の調整を行う。

- (a) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とする場合
- (b) その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合
- (c) 転換価額を調整すべき 2 つ以上の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価について、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

⑥ 転換価額調整する場合の通知

本号に定めるところにより転換価額の調整を行う場合には、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日（同日を含む。）までに本社債権者に通知する。ただし、本号②(b)に規定される株式分割の場合その他適用の日の前日（同日を含む。）までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(6) 本新株予約権を行使することができる期間（行使期間）

ア 2022年3月1日（同日を含む。）から2024年2月28日（同日を含む。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合には、償還日又は取得日の前銀行営業日（同日を含む。））までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

イ 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (a) 当社普通株式に係る株主確定基準日及びその前営業日（振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）の休業日でない日をいう。）
- (b) 振替機関が必要であると認めた日
- (c) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日先に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができない。この場合には停止期間その他必要な事項を、当該組織再編行為の効力発生日の前の日の30日前までに、本新株予約権付社債権者に通知する。

(7) 発行可能普通株式総数の留保

当社は、前(6)号に定める本新株予約権の行使期間中、常に、残存している本新株予約権全ての行使により交付が必要となる数の当社普通株式（発行可能普通株式総数における未発行普通株式であるか、自己株式として保有する既発行普通株式であるかを問わない。）を留保し、利用可能な状態とする。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合における、(i) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、

(ii) 増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た金額とする。

(9) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(10) 組織再編行為による承継新株予約権の交付

当社が、組織再編行為を行う場合には、第6項第(2)号イ(a)に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対し、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、次のアからケまでに定める内容の新株予約権（以下「**承継新株予約権**」という。）を交付させるものとする。

この場合、組織再編行為の効力発生日に、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は承継新株予約権の所持人となるものとし、本発行要項の本新株予約権に関する規定は、承継新株予約権について準用する。

ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、吸収分割契約又は新設分割計画において、その効力発生日の直前における本新株予約権者に対して本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付する旨を定めた場合に限るものとする。

ア 承継新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権1個につき1個とする。

イ 承継新株予約権の目的たる株式の種類及び数の算出方法

- ① 承継新株予約権の目的たる株式の種類は、承継会社等の普通株式とする。
- ② 承継新株予約権の目的たる株式の数の算出方法は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、第イ号イの定めに従う。なお、転換価額は第(5)号と同様の調整に服する。

(a) 組織再編行為が合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合

- (i) 当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

- (ii) また、当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(b) 組織再編行為が合併、株式交換、株式移転又は株式交付以外の場合

当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

ウ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又は算定方法

- ① 承継新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- エ 承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 6 項の規定にかかわらず、承継新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。承継新株予約権を行使することができる期間（行使期間）
当該組織再編行為の効力発生日又は承継新株予約権が本新株予約権の所持人に交付された日のいずれか遅い日から第(6)号に定める行使期間の満了日（同日を含む。）までとし、第(6)号に準ずる制限に服する。
- オ 承継新株予約権の行使の条件
第(12)号に準じる。
- カ 承継新株予約権の取得条項
定めない。
- キ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第(8)号に準じる。
- ク 組織再編行為が生じた場合
第 6 項第(2)号イ(a)の定めに従うほか、本号に準じて決定する。
- ケ その他
承継新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本新株予約権付社債と同様の新株予約権付社債に付された承継新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(11) 本新株予約権の行使の方法

- ア 本新株予約権を行使しようとする場合は、当社の定める様式による行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日その他の必要事項を記入し、記名捺印したうえ、これを第(6)号に定める行使期間中に第(13)号に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- イ 本新株予約権の行使は、行使請求が第(13)号に定める行使請求受付場所に到達した日に効力を生じる。

(12) その他の本新株予約権の行使の条件

- 各本新株予約権の一部を行使することはできない。

(13) 本新株予約権の行使請求受付場所

当社人事・総務部（所在場所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）

18. 払込取扱銀行

みずほ銀行兜町支店 普通預金 21091516

19. 償還金及び利息支払事務取扱者

当社財務・経理部（所在場所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）

20. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

21. 本新株予約権付社債と引換えに払込みを要しない理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債として本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、その行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が消却されると、これに伴って消滅する等、本社債と相互密接に関連する。

また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込価額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

22. その他

- (1) 会社法その他の法令の改正等、本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は、必要な措置を講じる。
- (2) 前各項は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上